



# 宮 崎 県 公 報

令和4年12月8日(木曜日) 第364号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定( " ) 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定(障がい福祉課) 1
- 有害興行の指定(こども家庭課) 2
- 保安林の指定(自然環境課) 2
- 保安林の指定予定の通知(4件)( " ) 2
- 保安林の指定実施要件の変更(2件)( " ) 3
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の

頁

- 一部改正(水産政策課) 3
- 道路の占用を制限する区域の指定(道路保全課) 4
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(商工政策課) 5
- 地図及び簿冊の認証(7件)(農村計画課) 5
- 土地改良区の役員の就任の届出(農村整備課) 6
- まあじに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更(漁業管理課) 6
- 公共測量の実施の通知(5件)(管理課) 6
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の決定(建築住宅課) 7

## 告 示

### 宮崎県告示第 802号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称       | 所 在 地           | 廃止年月日      |
|-----------|-----------------|------------|
| 高野歯科医院    | 延岡市出北3丁目5番14号   | 令和4年9月30日  |
| 今西歯科クリニック | 都城市高崎町大牟田754番地2 | 令和4年11月20日 |

### 宮崎県告示第 803号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 名 称          | 所 在 地           | 指定年月日      |
|--------------|-----------------|------------|
| 訪問看護ステーション笑歩 | 都城市都北町5576-12階  | 令和4年6月28日  |
| 高野歯科クリニック    | 延岡市出北3丁目5番14号   | 令和4年10月1日  |
| 今西歯科クリニック    | 都城市高崎町大牟田754番地2 | 令和4年11月21日 |

### 宮崎県告示第 804号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和4年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 事 業 所 番 号  | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 |               | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 |                  | 指 定 年 月 日 | サ ー ビ ス の 種 類   |
|------------|---------------------------|---------------|---------------------------|------------------|-----------|-----------------|
|            | 名 称                       | 所 在 地         | 名 称                       | 主たる事務所の所在地       |           |                 |
| 4510201652 | ライフデイサービス丸谷               | 都城市丸谷町653番地2  | 株式会社ライフファクトリー             | 都城市高城町石山3236番地13 | 令和4年12月1日 | 自立訓練(生活訓練)(共生型) |
| 4520600695 | グループホームたまてばこ              | 日向市春原町1丁目44番地 | 社会福祉法人中心の里                | 日向市美々津町5627番地98  | 令和4年12月1日 | 共同生活援助          |

**宮崎県告示第 805号**

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和4年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 指定番号  | 種類  | 題 名   | 製作・配給会社名               | 指定年月日          |
|-------|---|---|------------------------|----------------|
| 4年-18 | 映画  | 痴漢電車 あぶない下半身  | 深町組<br>＜新東宝映画＞         | 令和4年11<br>月29日 |
| 4年-19 | 映画  | 真・事故物件パート2 全滅   | サイゾー<br>＜サイゾー＞         |                |
| 4年-20 | 映画  | バルド 偽りの記録と一握りの真実<br>(原題) BARDO, FALSE CHRONICLE OF A<br>HANDFUL OF TRUTHS | イオンエンターテイメント<br>(メキシコ) |                |
| 指定理由  | 内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。 |   |                        |                |

**宮崎県告示第 806号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和4年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字大谷67-17、67-18、67-119、67-121、67-123、67-143、67-191から67-194まで、67-205、字前山312-1、342-1、344-16、344-20、344-36、字上園583-2、字中村653、654-1、654-5、655-2、字上小石669、670-2から670-4まで、675、678-1、685、686、692-1、692-9から692-11まで、693-1から693-4まで、693-9、693-10、693-12、693-14、694-3、694-26、694-27、694-29、694-38、694-45から694-47まで、694-57、694-59から694-63まで、694-66、718-3、718-10、721-1、721-2、721-4、722、726-2、726-3、字高畑876-4、882-1、882-5、883-2、950-46、950-63、950-65
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 807号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

令和4年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市大字内海字尾引1853-1、1853-2、字畑田2205-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 808号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

令和4年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市浦城町53-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 809号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 小林市須木下田字中野 236-41・236-143・236-248(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、236-12、236-13、236-40、236-139、236-142、236-156、236-249から236-251まで、236-295から236-300まで、236-310
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 810号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 小林市須木下田字中野 256-12・278-42(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、256-8から256-11まで、256-24、字麓上原 534-39、534-133、534-134、534-150
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 811号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年 2 月 12 日宮崎県告示第 175号

##### 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 812号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

##### (3) 変更後の指定施業要件

###### ア 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

##### (3) 変更後の指定施業要件

###### ア 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 813号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定(平成14年宮崎県告示第 427号)の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。

なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和 4 年 12 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前             |                   |  | 改正後               |                                       |   |
|-----------------|-------------------|--|-------------------|---------------------------------------|---|
| 加入区<br>の名称      | 区 域               | 区 分  | 加入区<br>の名称        | 区 域                                   | 区 分   |
| [略]             |                   |  | [略]               |                                       |   |
| 南郷加<br>入区       | [略]               | 1 小型機船底びき網等漁業<br>2 大型かつお漁業（総トン数 100トン以上の漁船により、釣りによって、かつおをとることを目的とする漁業をいう。）<br>3 大型まぐろ漁業（総トン数20トン以上の漁船により、浮きはえ縄を使用し、又は釣りによって、まぐろ又はかじきをとることを目的とする漁業をいう。）<br>4 小型まぐろ漁業及び大型定置漁業<br>5 小型定置漁業<br>6 ひき縄漁業（総トン数10トン以上の漁船により、ひき縄を使用して営む漁業をいう。以下同じ。）及び小型かつお漁業<br>7 小型漁船漁業であって1に掲げる漁業以外のもの                  | 南郷加<br>入区         | [略]                                   | 1 総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にひき縄漁業を行うもの、大型定置漁業及び南郷町中村甲の地区の者が行う総トン数10トン未満の漁船を使用して主に磯建網漁業以外の漁業を行うもの |
| [略]             |                   |  | [略]               |                                       |   |
| 串間市<br>東加入<br>区 | 串間市東漁業協<br>同組合の地区 | 1 立宇津支所の地域の者が営む小型漁船漁業<br>2 市木支所の地域の者が営む小型ひき縄等漁業（総トン数10トン未満の漁船により、主としてひき縄を使用して営む漁業をいう。）及びひき縄漁業<br>3 市木支所の築島地区の者が営む小型漁船漁業で2に掲げる漁業以外のもの<br>4 市木支所の築島地区以外の地区の者が営む小型漁船漁業で2に掲げる漁業以外のもの<br>5 立宇津支所及び市木支所の地域以外の地域の者が営む小型漁船漁業<br>6 立宇津支所の地域の者が営む小型定置漁業<br>7 立宇津支所の地域以外の地域の者が営む小型定置漁業<br>8 小型まぐろ漁業及び大型定置漁業 | 串間市<br>東第一<br>加入区 | 串間市東漁業協<br>同組合の地区の<br>うち都井地区          | 1 小型定置漁業<br>2 総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの   |
|                 |                   |  | 串間市<br>東第二<br>加入区 | 串間市東漁業協<br>同組合の地区の<br>うち都井地区以<br>外の地区 | 1 総トン数10トン未満の漁船を使用して主にひき縄漁業以外の漁業を行うもの及び小型定置漁業<br>2 総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの及び大型定置漁業<br>3 総トン数10トン未満の漁船を使用して主にひき縄漁業を行うもの                                |
| [略]             |                   |  | [略]               |                                       |   |

宮崎県告示第 814号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和4年12月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

| 道路の種類 | 路線名  | 占用を制限する区域                                      |
|-------|------|--|
| 国道    | 388号 | 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字貝野1550番1地先から同郡同町南郷鬼神野同字1550番1地先まで |

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和4年12月23日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第 1 項の規定により、新富町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル新富店  
児湯郡新富町大字上富田字井ノ木田3234番1 外16筆

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和4年10月13日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和4年12月8日から令和5年1月10日まで

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年12月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

串間市

2 地籍調査を行った期間

令和元年7月1日から令和4年3月17日まで

3 地籍調査を行った地域

串間市大字市木の一部

4 認証年月日

令和4年12月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年12月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

椎葉村

2 地籍調査を行った期間

令和元年10月1日から令和4年3月7日まで

3 地籍調査を行った地域

椎葉村大字不土野の一部

4 認証年月日

令和4年12月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年12月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

美郷町

2 地籍調査を行った期間

令和元年5月1日から令和4年2月28日まで

3 地籍調査を行った地域

美郷町南郷中渡川の一部

4 認証年月日

令和4年12月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年12月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

五ヶ瀬町

2 地籍調査を行った期間

令和2年6月1日から令和4年3月10日まで

3 地籍調査を行った地域

五ヶ瀬町大字鞍岡の一部

4 認証年月日

令和4年12月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和4年12月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 地籍調査を行った者の名称

南那珂森林組合

- 2 地籍調査を行った期間  
平成30年4月1日から令和4年3月23日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
串間市大字市木の一部
- 4 認証年月日  
令和4年12月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
令和4年12月8日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
南那珂森林組合
- 2 地籍調査を行った期間  
平成31年4月1日から令和4年3月23日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
串間市大字市木の一部
- 4 認証年月日  
令和4年12月1日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。  
令和4年12月8日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
南那珂森林組合
- 2 地籍調査を行った期間  
平成31年4月1日から令和4年3月23日まで
- 3 地籍調査を行った地域  
串間市大字都井の一部
- 4 認証年月日  
令和4年12月1日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、上野地区土地改良区（高千穂町）の役員の就任について次のとおり届出があった。  
令和4年12月8日  
宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所                |
|-----|---------|--------------------|
| 理 事 | 甲 斐 哲 文 | 西臼杵郡高千穂町大字上野5061番地 |

（任期：令和7年11月10日まで）

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、まあじに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量を令和4年11月29日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。  
令和4年12月8日  
宮崎県知事 河野俊嗣  
まあじに関する令和4管理年度（令和4年1月1日から令和4年

12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

| 知事管理区分       | 数 量     |
|--------------|---------|
| 宮崎県まあじまき網漁業  | 3,692トン |
| 宮崎県その他のまあじ漁業 | 現行水準    |

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎市長から次のとおり通知があった。  
令和4年12月8日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域  
宮崎県宮崎市
- 3 作業期間  
令和4年12月5日から令和5年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。  
令和4年12月8日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量・用地測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市細野
- 3 作業期間  
令和4年11月11日から令和5年3月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。  
令和4年12月8日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市東方
- 3 作業期間  
令和4年11月16日から令和5年3月24日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。  
令和4年12月8日  
宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類



|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|